

2022年7月29日

各位

会社名 株式会社ダイオース  
代表者 代表取締役社長 大久保真一  
(コード番号：4653 東証プライム)  
問合せ先 執行役員管理本部長 稲垣賢一  
(TEL：03-5220-1122)  
(E-mail：k.inagaki@daiohs.com)

2022年3月期有価証券報告書の提出期限延長申請（再延長）に係る承認のお知らせ

当社は、7月29日付で、下記の通り、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の2第1項に規定する有価証券報告書の提出期限延長（再延長）に係る承認を受けましたので、下記の通りお知らせいたします。

## 記

### 1. 対象となる四半期報告書

第54期（2022年3月期）有価証券報告書（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

### 2. 延長前の提出期限

2022年7月29日

（注）本来の法定提出期限は2022年6月30日ですが、同日付で公表しました「2022年3月期有価証券報告書の提出期限延長申請に係る承認のお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で関東財務局から提出期限を7月29日とする承認をいただいております。

### 3. 延長後の提出期限

2022年8月31日

### 4. 今後の見通し

当社は、2022年3月期有価証券報告書の作成を行い、会計監査人による監査等を経て、再延長後の提出期限である2022年8月31日までに提出いたします。

また、今回承認いただきました延長後の提出期限が2023年3月期第1四半期の開示書類の提出期限である2022年8月15日を過ぎることとなりますため、当該開示書類の提出につきましても対処を検討中でございます。

株主の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしますことを改めて深くお詫び申し上げます。

以上